平成２５年（フ）第９３号
茨城県龍ケ崎市佐貫町1114番地の２
債務者　波多野　準
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第９４号
茨城県稲敷市下根本1330番地１　藤田方、住民票上の住所茨城県稲敷郡河内町長竿220番地４
債務者　小更恵美子（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第９５号
茨城県龍ケ崎市川原代町952番地５、前住所茨城県龍ケ崎市城ノ内２丁目４番地10　ビダエターナル201号室
債務者　松尾　武次
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第９６号
茨城県龍ケ崎市川原代町952番地５、前住所茨城県龍ケ崎市城ノ内２丁目４番地10　ビダエターナル201号室
債務者　松尾　清子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第９７号
長野県中野市大字一本木717番地７　小野ハイツ６号
債務者　徳竹　啓市
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９８号
高知県四万十市右山元町１丁目７番11―５号右山コーポ207号室
債務者　平岡　人美
1　決定年月日時　平成25年８月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第９９号
高知県土佐清水市三崎浦４丁目９番９号
債務者　内田　隆俊
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第１００号
長野市松代町岩野744番地４
債務者　眞島　勝幸
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１０２号
長野市松代町岩野744番地４
債務者　眞島　勝幸
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１０号
長野県中野市大字一本木717番地７　小野ハイツ６号
債務者　徳竹　啓市
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２８号
高知県四万十市右山元町１丁目７番11―５号右山コーポ207号室
債務者　平岡　人美
1　決定年月日時　平成25年８月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第２９号
高知県土佐清水市三崎浦４丁目９番９号
債務者　内田　隆俊
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第１７０号
佐賀県佐賀市光２丁目８番734号
債務者　溝上　盛豊
1　決定年月日時　平成25年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９３号
宮崎県日向市大字富高80番地５
債務者　田中　聖人
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第１６０号
兵庫県伊丹市昆陽東４丁目13番１―202号、前住所兵庫県伊丹市大野１丁目88番地
債務者　大岸　　亨
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１９２号
兵庫県川西市水明台２丁目７番地の31
債務者　阿部美枝子（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第５３号
山口県山陽小野田市大字埴生1955番地２
債務者　小田　和良
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第５５号
山口県宇部市若松町８番９号
債務者　小川　弘美
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第１７２号
徳島県鳴門市大麻町板東字牛ノ宮東７番地
債務者　堀地　和明
1　決定年月日時　平成25年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１号
徳島県阿南市那賀川町中島913番地２中島住宅235号室
債務者　福徳眞理子
1　決定年月日時　平成25年８月９日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで　徳島地方裁判所阿南支部

平成２５年（フ）第１７１号
北九州市門司区清見１丁目11番18号
債務者　尾崎小夜子
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部